

杉並区の障害者虐待防止に向けた取組み等（担当部署）について

1 障害者虐待防止に関すること

* 障害者虐待防止法施行(10月)に向けた準備、事業の実施

(1) 対応マニュアルの作成

相談支援事業所から意見を聴き作成中(6月中に作成予定)

(2) 事業者向け研修会

8月、10～11月に実施予定(障害者生活支援課と共催)

(3) 対応窓口の設置

専用窓口・専用直通電話の設置(区役所 障害者施策課内に設置)

通報・届出があった事例についてのケース検討会議実施(年度の後半)

(4) 広報への掲載

広報すぎなみ 9/21号の1面に障害者虐待防止に関する記事を掲載予定

(5) 区民向け講演会

10月18日(木)13:30～15:30 場所:あんさんぶる荻窪

講師:そえじま法律事務所 副島洋明氏(弁護士)

(6) 啓発グッズ・チラシ配布など

10月の法施行に向けて周知を図る方法を検討中

(7) 自立支援協議会との連携

・対応マニュアルの作成、意見聴取

・自立支援協議会(年3回)での論議、シンポジウムの実施等

・相談支援部会での事例検討

(8) 当事者や事業者への周知と意見の聴取

方法については検討

(9) その他

障害者虐待の関係機関連絡会的な機能を持つ会議体設置の検討を行う。

2 障害福祉サービス等の事業者支援・指導に関すること

(1) サービス等利用計画作成支援研修の実施(認定・給付係との連携 6月実施)

(2) 管理者向け講座、専門研修の実施(秋頃)

(3) ガイドヘルパー(知的)養成講座の実施(10月末～11月頃 すぎなみ地域大学予算)

(4) 事業者の事業実施状況の把握(実地検査・訪問調査等)

3 指定相談支援事業者等の業務管理体制に関すること

(1) 指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の指定

(2) " " " " の業務管理体制整備の届出